

緊急事態に対応できる法令等の整備を促進する取組を求める 意見書

新型コロナウイルス感染症は、長期にわたって全国各地で猛威を振るい、国民の生活や事業活動に多大な影響を及ぼした。

医療現場においては、従事者や病床が不足し、医療崩壊の危機に直面するなど、これまで想定されなかった事態が発生した。

経済においても、全国の9割を超える中小企業が経営に大きな打撃を受けており、特に中小企業や小規模事業者が多い本町においては、地域経済の回復に向け、経営改善や事業継続への支援を重点的に行ってきた。

また、ロシアのウクライナ侵攻に端を発する原油・エネルギー価格や物価の高騰、中国における日本産水産物の輸入全面禁止などの海外における要因が重なったことは、中小企業や小規模事業者の経営への影響をより深刻なものとしている。

さらに、我が国は、これまでから、地形・地質・気象等の国土条件により自然災害による甚大な被害に見舞われてきたが、近年はさらに地球温暖化の影響等により、豪雨災害が激甚化・頻発化している。加えて、今後30年以内には高い確率で「南海トラフ巨大地震」や「首都直下地震」の発生も予測されている。

我が国は、これまで自然災害や感染症まん延などの緊急事態の発生について、災害対策基本法や新型インフルエンザ等対策特別措置法などによって対処してきた。

しかし、今後、より重大な緊急事態が発生した場合には、従来の法体系では対応できなくなるおそれがある。

緊急事態において国民の命と生活を守るためには、法令等のあり方について、多岐にわたる論点を整理し、国民に分かりやすく提示して理解を得た上で、その整備を促進する取組が必要である。

よって、国におかれては、緊急事態に対応できる法令等の整備につ

いて、促進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月20日

京都府精華町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官、感染症危機管理担当大臣